

所得税確定申告書作成業務依頼契約書

税理士法人、甲和会 代表 甲斐義則を甲とし、依頼者を乙として次の事項に同意し、本書を契約書とする。

委任業務

1. 所得税確定申告書作成業務。
2. 確定申告書類への代理押印。
3. 税務申告代理業務、を委任業務の範囲とし、乙は甲に依頼する。

報酬

1. 乙は甲に対し、還付税額入金後、すみやかに下記の報酬額を一括で支払うものとする。

報酬料率は還付税額（所得税及び住民税）の28%とする。

乙は所得税還付後、報酬額の半分を甲指定の口座に速やかに支払う。

乙は住民税還付後、報酬額の残りの半分以上を甲指定の口座に速やかに支払う。

（注）乙による所得税、住民税、固定資産税等の滞納により、還付額が相殺されても、相殺分は還付されているので、甲への報酬額は変わりません。

2. 報酬額には別途消費税が付加される。
3. 前項の口座振替による報酬の支払が遅れた場合には、甲は年利 14.6%の遅延損害金に加え、支払い督促に関する一切の費用を乙に請求することができる。

資料等の提供及び責任

1. 乙は、委任業務の遂行に必要な説明、書類、記録その他の資料（以下、資料等という。）をその責任と費用負担において甲に提供しなければならない。
2. 乙は、甲から資料等の請求があった場合には、速やかに提出しなければならない。資料の提出が甲の正確な業務遂行に要する期間を経過した後であるときは、それに基づく不利益は乙において負担する。
3. 乙の資料提供の不足、誤りに基づく不利益は乙において負担する。
4. 乙の資料等の提示に誤りまたは虚偽があったことにより、第三者または甲が受けた損害については、乙がその責任を負う。
5. 甲は、業務上知り得た乙の秘密を正当な理由なく他に漏らし、または窃用してはならない。

情報の開示と説明及び免責

1. 甲は乙の委任事務の遂行に当たり、とるべき処理の方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要があるとき、並びに相対的な判断を行う必要があるときは乙に説明し、承諾を得なければならない。
2. 乙が前項の甲の説明を受け承諾したときは、当該項目につき後に生じる不利益について甲はその責任を負わない。

その他

本書に定めのない事項並びに本書の内容につき変更が生じることとなった場合は、両者協議のうえ、誠意をもってこれを解決するものとする。

係争

本書に関する紛争については、東京地方裁判所を専属の第一審管轄裁判所とする。

以上

甲：

大分県大分市金谷迫1141-1

税理士法人 甲和会

甲 斐 義 則

平成 年 月 日

上記事項を確認し、本書を契約書とすることに同意します。

乙：依頼者

住所

氏名

印

配偶者